

大町市スポーツ協会スポーツ振興事業補助金交付規程実施要領

第1 スポーツ教室開設事業

(公財) 長野県スポーツ協会補助金交付規程に準ずる。

第2 スポーツ大会開催事業

(公財) 長野県スポーツ協会補助金交付規程に準ずる。

第3 指導員・審判員講習会事業

1 事業の目的

市民又は地域住民のスポーツ振興に努め、かつスポーツへの関心を高めるために行う指導員・審判員の技術向上を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

- (1) 本会加盟の競技団体が主催する事業であること。
- (2) 大町市内で開催する事業であること。
- (3) 上部団体が行う公認資格等を取得するために行われるものは除く。

3 補助対象経費

- (1) 講師謝金
- (2) 会場使用料及び競技用備品類の賃借料
- (3) テキスト等印刷費

4 補助率等

補助対象経費の2分の1以内とし、1万円を限度とする。